



# STOP! 飲酒運転

飲酒運転による交通事故は、近年、減少傾向にあるものの、昨年8月に福岡県で幼児3人が死亡する飲酒事故が発生するなど、最近も飲酒運転による悲惨な事故は後を絶たず、飲酒運転が大きな社会問題となっています。今年6月には改正道路交通法が成立し、このうち飲酒運転及びこれを助長する行為に対する罰則の強化等に関する規定が9月に施行され、飲酒運転の根絶に向け、一層厳しく諸対策を推進していくこととしています。これから年末にかけて、お酒を飲む機会が増える時期ですが、飲酒運転は犯罪であることを再認識し、根絶を誓いましょう。

## 脳の機能を麻痺させる アルコール

### 飲酒運転の危険性

飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為です。

アルコールには麻痺作用があり、脳の働きを麻痺（まひ）させます。一般に「酔う」とは、血中のアルコール濃度が高くなることにより、大脳皮質（大脳の理性や判断を司る部分）の活動をコントロールしている大脳下部の「網様体」が麻痺した状態を言います。

アルコールの麻酔作用により「情報処理能力」「注意力」「判断力」が低下すると…

- 気が大きくなり、速度超過など危険な運転をする
- 車間距離の判断を誤る
- 危険を察知しブレーキを踏むまでの時間が長くなる

結果

**重大な事故を  
招きます！**

原付以上運転者（第1当事者）の飲酒有無別  
死亡事故率の推移（各年12月末）

		16年	17年	18年
飲酒あり	酒酔い	20.08	22.22	22.83
	酒気帯び(0.25以上)	3.97	4.16	4.54
	酒気帯び(0.25未満)	2.55	3.69	3.10
	基準以下	2.84	2.89	3.46
	検知不能	6.94	8.44	7.95
小計		4.68	5.10	5.26
飲酒なし	調査不能	0.64	0.61	0.60
	合計	7.76	9.38	8.92
	合計	0.72	0.69	0.68

死亡事故率…死亡事故件数÷交通事故件数×100

お酒に酔うと、顔が赤くなる、多弁になる、視力が低下するなどの変化が現れ始め、さらに知覚や運転能力を司る部分が抑制されることにより、同じ話を繰り返したり、足元がふらついたりします。

このように、飲酒時には、安全な運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には、気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする、車間距離の判断を誤る、危険を察知しブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなるなど、飲酒運転は、事故に結びつく可能性が高いのです。

飲酒運転の死亡率は  
飲酒なしの8・7倍

平成18年の統計では、死亡事故率（事故を起こした中で死亡事故となった割合）は、飲酒していた場合は、飲酒していなかった場合の8・7倍であり、飲酒運転により重大事故につながる割合が高いことが明らかとなっています。

また、低濃度のアルコールであっても運転操作等に一定の影響が見られること、いわゆる酒の強い人も弱い人と同様にアルコールの影響があることが各種調査研究により明らかとなっています。

# 罰則強化！ 改正道路交通法の概要

今回の改正では、未だに変わらない飲酒運転や、飲酒運転を隠そうとする悪質な運転者（ひき逃げ）に対する罰則強化のほか、道路交通法では罰則がなかった車両提供や酒類提供、また、飲酒運転車両への同乗についても新たな罰則が設けられました。

### 運転者に対する罰則を強化！

酒酔い運転 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	▶	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転 1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金	▶	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

 飲酒運転は絶対にしない！

### 飲酒検知拒否の罰則を引き上げ！

飲酒検知拒否 30万円以下の罰金	▶	3か月以下の懲役又は 50万円以下の罰金
---------------------	---	-------------------------

### ひき逃げの罰則を引き上げ！

救護義務違反 5年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	▶	10年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
----------------------------------	---	--------------------------

### ハンドルキーパー運動を推進しましょう



財団法人全日本交通安全協会は、飲酒運転の根絶を図る新たな取組みとして、昨年10月から、「ハンドルキーパー運動」を展開しています。

「ハンドルキーパー運動」とは、自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力も得て、酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送るようにする運動です。

「ハンドルキーパー」という愛称には「ハンドルを握り、仲間の命を守る人」の意味が込められています。

皆さまのご協力をお願いします。

### 車両または酒類の提供、同乗行為にも罰則を適用！

車両提供の禁止  
提供された運転者が酒酔い運転した場合  
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
提供された運転者が酒気帯び運転した場合  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

 酒を飲んだ人に車を貸さない！

---

酒類提供の禁止  
提供された運転者が酒酔い運転した場合  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
提供された運転者が酒気帯び運転した場合  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

 運転する人に酒を飲ませない！

---

同乗の禁止  
運転者が酒酔い運転した場合  
（同乗者が酒酔い状態であることを認識）  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
運転者が酒酔い又は酒気帯び運転した場合  
（上記以外）  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

 飲酒運転の車に乗らない！

### 運転免許証提示義務の対象を拡大！

免許証提示義務  
これまでは飲酒運転など特定の違反をしていると認められる場合に限られていましたが、改正後は、他の交通違反や交通事故を起こした運転者に対する提示義務が課されます。

従わない場合、5万円以下の罰金

飲酒運転は、重大交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪です。私たち一人ひとりが、「飲酒運転は絶対にしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転の根絶を図りましょう。